

エコタウン椿まちづくり緑化協定書

譲受人 ●●●● は、椿住宅団地（エコタウン椿）分譲地の売買契約にあたり、譲渡人 飯豊町長との間において、まちづくりに関する事項を守ることについて下記のとおり合意いたします。

（協定の目的）

第1条 この協定は、協定に関わる人々が相互に協力し合い、快適で安全な生活空間を創るため、良好な景観の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に努め、地域住民自らが緑豊かな住宅景観を守り育てることを目的とする。

（協定の名称）

第2条 この協定は「エコタウン椿まちづくり緑化協定書」（以下「協定」という。）と称する。

（用語の定義）

第3条 この協定において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）建築物 住居専用住宅（一部営業部分も可とする。）
- （2）附属建築物 車庫、物置、温室等をいう。

（協定の区域）

第4条 この協定の区域（以下「協定区域」という。）は、飯豊町が分譲する「椿住宅団地（エコタウン椿）」の区域とする。

（建築物に関する基準）

第5条 協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備は、エコタウン椿デザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び飯豊町椿住宅団地宅地分譲要綱（令和元年飯豊町告示第108号）による他、次に掲げる基準によることとし、建築関係法令を遵守すること。

- （1）建築物は1区画一戸建てとする。（二世帯住宅はこの限りでない）
- （2）建築物の壁面は、道路及び隣地の境界線までの距離は2m以上とする。
- （3）附属建築物の壁面は、道路の境界線までの距離は2m以上とし、隣地の境界線までの距離は1m以上とする。
- （4）太陽光発電パネル等の附属物を設置する場合は、建築物の屋根又は外壁をその設置場所とし、設置によりその景観を損なうことのないように努めること。
- （5）隣地境界線には柵を原則設置しないこととする。
- （6）オイルタンク等の附属物を設置する場合は、隣地境界から1m以上後退させ、木製の囲い等で遮蔽すること。
- （7）建築物の高さを超える工作物は原則設置しないこととし、看板は3m以下とする。

（緑化に関する事項）

第6条 第1条の目的を達成するため、譲受人は所有する土地の緑化に努めるものとする。

- （1）道路の境界線から1m後退した範囲を「公共景観スペース」とし、街路樹及び花の植栽をすること。
- （2）譲受人は、入居後も宅内には自主的に四季の変化を楽しめる樹木を植えるものとする。

（緑化管理に関する事項）

第7条 協定区域内の譲受人は、ガイドラインで規定する屋敷林（以下「屋敷林」という。）及び

公共景観スペースに植栽された樹木等について、第1条の目的が達成されるよう善良な管理に努めることとする。

- (1) 屋敷林及び公共景観スペースに植栽した樹木が、各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、また、除雪及び通行等の支障にならないように自主的に剪定、病虫害防除等を実施するものとする。
- (2) 敷地内は雑草の繁茂等がないよう良好な状態で管理するとともに家庭菜園や芝、花木植栽等を積極的に整備するように努めること。

(地域との調和等)

第8条 協定区域内の譲受人は、第1条の目的が達成されるよう次の事項を遵守すること。

- (1) 公共用地（屋敷林及び道路敷地含む）の環境整備及び草刈等について協力すること。
- (2) 坂ノ下自治会に入会し、地域行事に積極的に参加すること。
- (3) 地域住民との交流の促進に努めること。
- (4) 周辺での企業活動及び社会活動による作業（音、ほこり等）に対して理解すること。

(協定の変更及び廃止)

第9条 協定事項を変更しようとする場合は、協定区域内の譲受人全員の合意によらなければならない。

- 2 この協定を廃止しようとする場合は、協定区域内の譲受人の過半数の合意によらなければならない。

(協定の遵守義務及び効力の承継)

第10条 譲受人は本協定を遵守し、協定審査を受けた建築物及び付属建築物等に関わる変更をする場合は、事前に図面等の審査を受けなければならない。

- 2 協定の効力は、当該協定を締結した後の譲受人移転等により、新たに土地、建物の譲受人となった者へ承継されるものとする。

(違反者への措置)

第11条 この協定に違反した者があった場合は、飯豊町長は、当該土地の譲受人に対して当該違反行為を是正するために必要な措置を講じることができ、譲受人は、その措置に従わなければならない。

第12条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、別途、飯豊町と協議を行い、解決することといたします。

この協定締結の証として本書2通を作成し、譲受人及び譲渡人が署名、押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

譲受人

譲渡人 西置賜郡飯豊町大字椿2888番地
飯豊町長